

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
6	生活保護に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

平塚市は、生活保護に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、宣言する。

特記事項

—

評価実施機関名

神奈川県平塚市長

公表日

令和7年1月7日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	生活保護に関する事務
②事務の概要	<p>(評価対象事務全体の概要) 生活保護に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による事務のうち生活保護の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの。 1. 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)による保護の決定及び実施、就労自立給付金及び進学準備給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの</p> <p>(特定個人情報ファイルを使用して実施する事務の具体的な内容) 生活保護法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規程に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>① 保護の実施に関する事務 ② 保護の開始若しくは保護の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ③ 職権による保護の開始又は職権による保護の変更に関する事務 ④ 保護の停止又は廃止に関する事務 ⑤ 資料の提供等の求めに関する事務 ⑥ 就労自立給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ⑦ 進学・準備給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ⑧ 被保護者健康管理支援事業の実施に関する事務 ⑨ 保護に要する費用の返還に関する事務 ⑩ 徴収金の徴収に関する事務 ⑪ 公金受取口座情報を利用した生活保護費の支給 ⑫ 医療扶助のオンライン資格確認に関する事務 (生活保護システムから医療保険者等向け中間サーバー等への特定個人情報の連携に関する事務、および医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理、本人確認事務、機関別符号取得等に関する事務)</p>
③システムの名称	福祉総合システム(生活保護システム) 中間サーバー 共通基盤システム(庁内連携システム) 団体内統合宛名システム レセプト管理システム 統合専用端末 医療保険者等向け中間サーバー等
2. 特定個人情報ファイル名	
生活保護ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第23項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	(特定個人情報の提供ができる根拠規定) 番号法第19条第8号 (特定個人情報の照会ができる根拠規定) 番号法第19条第8号
5. 評価実施機関における担当部署	

①部署	生活福祉課
②所属長の役職名	生活福祉課長
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	平塚市 市民部 市民情報・相談課 情報公開担当 〒254-8686 神奈川県平塚市浅間町9番1号 電話番号(0463)21-8764
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	平塚市 福祉部 生活福祉課保護第一担当 〒254-8686 神奈川県平塚市浅間町9番1号 電話番号(0463)21-9849
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年1月7日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年1月7日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」の次の留意事項等を遵守している。 ・住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行うこと。 ・申請者からマイナンバーが得られない場合にのみ行う住基ネット照会は、4情報又は住所を含む3情報による照会を原則とすること。 ・複数人での確認や上長による最終確認を行った上でマイナンバーの紐付けを行い、その記録を残すこと。 ・更新時には、本人からマイナンバーを取得し、登録されているマイナンバーに誤りがないか、確認すること。	

9. 監査	
実施の有無	[] 自己点検 [O] 内部監査 [] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div>[十分にしている]</div> <div style="text-align: right;"> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れて行っている</p> <p>2) 十分にしている</p> <p>3) 十分に行っていない</p> </div> </div>
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<div style="background-color: #FF0000; color: white; padding: 5px;"> <p>[7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策]</p> </div> <p><選択肢></p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div>[十分である]</div> <div style="text-align: right;"> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p> </div> </div>
判断の根拠	<p>次のとおりリスク対策を実施している。</p> <p>① 自庁システムの副本登録画面について、必要最低限の人数、情報の範囲となるよう、職員のアクセス権限を設定する。</p> <p>② アクセス権限の所有者は、ID、パスワード等を適切に管理するとともに、離席時のログアウトを徹底する。</p> <p>③ 副本登録を自動連携により行う場合は、サーバーにアクセス権限等を付与する。</p> <p>④ 住民基本台帳事務における支援措置対象者等については自動応答不可フラグを設定する等、必要な対応を行う。</p> <p>⑤ 「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」の次の留意事項等を遵守している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行うこと。 ・申請者からマイナンバーが得られない場合にのみ行う住基ネット照会は、4情報又は住所を含む3情報による照会を原則とすること。 ・複数人での確認や上長による最終確認を行った上でマイナンバーの紐付けを行い、その記録を残すこと。 ・更新時には、本人からマイナンバーを取得し、登録されているマイナンバーに誤りがないか、確認すること。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年1月7日	I-1-②	⑤ 就労自立給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ⑥ 進学準備給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ⑦ 保護に要する費用の返還に関する事務 ⑧ 徴収金の徴収に関する事務 ⑨ 公金受取口座情報を利用した生活保護費の支給 ⑩ 医療扶助のオンライン資格確認に関する事務	⑤ 資料の提供等の求めに関する事務 ⑥ 就労自立給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ⑦ 進学準備給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ⑧ 保護者健康支援事業の実施に関する事務 ⑨ 保護に要する費用の返還に関する事務 ⑩ 徴収金の徴収に関する事務 ⑪ 公金受取口座情報を利用した生活保護費の支給 ⑫ 医療扶助のオンライン資格確認に関する事務	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令改正による変更(第15条)
令和7年1月7日	I-3	番号法第9条第1項 別表第1(第15項) 番号法別表第一主務省令第15条	番号法第9条第1項、別表第23項	事後	番号法改正に伴う変更
令和7年1月7日	I-4-②	(特定個人情報の提供ができる機関規定) 番号法第19条第8号 別表第2(第9、10、14、16、20、21、24、26、27、28、30、31、38、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116、119項) 番号法別表第二主務省令第8条、第9条、第11条、第12条、第14条、第17条、第19条、第20条、第21条、第22条、第24条、第26条の4、第27条、第28条、第32条、第33条、第35条、第39条、第44条、第47条、第52条、第53条、第55条、第59条の2、第59条の3) (特定個人情報の照会ができる機関規定) 番号法第19条第8号 別表第2(第26項) 番号法別表第二主務省令第19条	(特定個人情報の提供ができる機関規定) 番号法第19条第8号 (特定個人情報の照会ができる機関規定) 番号法第19条第8号	事後	番号法改正に伴う変更
令和7年1月7日	II-1 いつ時点の計数か	令和5年2月17日 時点	令和7年1月7日 時点	事前	評価の再実施に係る記載の変更
令和7年1月7日	II-2 いつ時点の計数か	令和5年2月17日 時点	令和7年1月7日 時点	事前	評価の再実施に係る記載の変更
令和7年1月7日	IV-8 人為的ミスが発生するリスク	(新設)	十分である	事前	評価書式変更に伴う新設
令和7年1月7日	IV-8 判断の根拠	(新設)	「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」の次の留意事項等を遵守している。 ・住民基本台帳によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行うこと。 ・申請者からマイナンバーが得られない場合にのみ行う住民基本台帳による照会による照会を原則とすること。 ・複数人での確認や上表による最終確認を行った上でマイナンバーの紐付けを行い、その記録を残すこと。 ・更新時には、本人からマイナンバーを取得し、登録されているマイナンバーに限りがないか、確認すること。	事前	評価書式変更に伴う新設
令和7年1月7日	IV-11 最も優先度が高いと考えられ	(新設)	情報提供ネットワークシステムを通して不正な提供が行われるリスクへの対策	事前	評価書式変更に伴う新設
令和7年1月7日	IV-11 当該対策は十分か【再掲】	(新設)	十分である	事前	評価書式変更に伴う新設
令和7年1月7日	IV-11 判断の根拠	(新設)	次のとおりリスク対策を実施している。 ① 自庁システムの請求登録画面について、必要最低限の人数、情報の範囲となるよう、職員のアクセス権限を設定する。 ② アクセス権限の所有者は、ID、パスワード等を適切に管理するとともに、離席時のログアウトを徹底する。 ③ 副本登録を自動連携により行う場合は、サーバーにアクセス権限等を付与する。 ④ 住民基本台帳事務における支援措置対象者等については自動応答不可フラグを設定する等、必要な対応を行う。 ⑤「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」の次の留意事項等を遵守している。 ・住民基本台帳によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行うこと。 ・申請者からマイナンバーが得られない場合にのみ行う住民基本台帳による照会による照会を原則とすること。 ・複数人での確認や上表による最終確認を行った上でマイナンバーの紐付けを行い、その記録を残すこと。 ・更新時には、本人からマイナンバーを取得し、登録されているマイナンバーに限りがないか、確認すること。	事前	評価書式変更に伴う新設